

「墓園の建設の開発行為に係る運用基準」

市街化調整区域で墓園を建設する場合は、申請の内容が次の各項に該当していること。

（適用対象）

- 1 本基準は、法第4条第11項に規定する第二種特定工作物に適用する。

（施設基準）

- 2 開発区域の面積は、20ヘクタール以下であること。

（附属的建築物の用途）

- 3 申請に係る建築物の用途は次の各号に掲げるものであること。

- (1) 管理事務所（事務スペース、書庫等）
- (2) 給水設備
- (3) ごみ集積設備
- (4) 便所
- (5) 墓参者の一時休憩及び法事等を目的としたスペース
- (6) 自走式駐車場
- (7) 墓参者のためのエレベーター（物を運搬するエレベーターを除く）

（附属的建築物の形態）

- 4 附属的建築物の形態は、次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 第一種高度地区の規定を満足するものとする。ただし、横浜市建築局が定める建築基準法第58条第2項の規定に基づく許可基準を準用することで、高度地区で定める北側斜線の範囲内で当該許可基準の高さまで緩和することができる。
- (2) 建築物の延べ面積の合計の墓地区域面積（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓埋法」という。）第10条第1項又は第2項の許可を受けた墓地の区域の面積）に対する割合は、2パーセント以下であること。

（その他）

- 5 申請地が農地である場合は、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項に基づく許可（農地転用許可）が得られること。
- 6 申請地が風致地区である場合は、横浜市風致地区条例（昭和45年横浜市条例第35号）第2条に基づく許可（風致地区内行為許可）が得られること。
- 7 墓埋法第10条第1項又は第2項に基づく許可を得ていること又は得られること。
- 8 次の区域は申請区域に含まないこと。
 - (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域
 - (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林
 - (3) 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第4条第2項第3号の近郊緑地特別保全地区
 - (4) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条の規定による特別緑地保全地区
 - (5) 「横浜みどりアップ計画」による保全策を行う地域
 - (6) その他、本市の土地利用計画、都市施設整備計画等から支障のある区域

（施行日）

- 9 この基準は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 10 第4項第2号中、2パーセント以下の規定は、平成22年4月1日よりも前に、横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成14年横浜市条例第57号）第13条に基づく標識の設置及び届出がなされたものについては、なお従前の例による。

注

- 1 本基準第4項第2号における延べ面積は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号本文に規定する延べ面積をいう。したがって、同条第1項第4号ただし書の規定は適用されず、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留若しくは駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分は、延べ面積に含まれる。
- 2 適法に建築された既存建築物が本基準第4項に規定する規模を超えている場合は、その規模を上限として建て替えることができる。ただし、横浜市建築局が定める建築基準法第58条第2項の規定に基づく許可基準を準用することで、申請に係る建築物の高さを従前の建築物の高さに最大3.5mを加えた数値まで緩和することができる。